

令和 7 年(ワ)第 4373 号 二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 [REDACTED] 外 1 名

被 告 株式会社神戸製鋼所 外 9 名

## 答 弁 書

令和 7 年 12 月 12 日

名古屋地方裁判所民事第 6 部合 A 係 御 中

〒542-0081

大阪市中央区南船場 4 丁目 3 番 11 号大阪豊田ビル 2 階  
弁護士法人 御堂筋法律事務所(法人受任)(送達場所)

TEL [REDACTED] / FAX [REDACTED]

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植 村 公 彦

同 越 本 幸 彦

同 武 井 祐 生

同 寺 田 明 弘

## 第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 原告らの被告株式会社神戸製鋼所に対する訴えを却下する
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告株式会社神戸製鋼所との間で生じた費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第2 請求の趣旨に対する答弁（本案の答弁）

- 1 原告らの被告株式会社神戸製鋼所に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告株式会社神戸製鋼所との間で生じた費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第3 請求の原因に対する認否、反論

本訴における原告らの請求の原因は、御序令和6年(ワ)第3728号事件（以下「先行事件」という。）における原告らの請求の原因と概ね同内容であるから、被告株式会社神戸製鋼所は、先行事件において提出済みの令和6年10月17日付答弁書「第2 本案前の答弁の理由」及び令和7年1月31日付準備書面(1)「II 本案に対する被告神戸製鋼所の主張、及び請求原因に対する認否、反論」の項において行った認否及び反論を、本訴においても引用する。

以上